

審 第 1 1 6 2 号  
答 申 第 2 8 8 号  
令 和 4 年 7 月 2 6 日

千葉県公安委員会委員長 秋口 守國 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年5月29日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第273号

令和2年3月17日付けで審査請求人から提起された、令和2年3月9日付け  
〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に対する審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和2年3月9日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年2月25日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署の留置施設に新規入場した際に作成された私の身体検査の記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、令和2年3月9日付けで本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和2年3月17日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年5月29日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨  
〇〇警察署令和〇〇年〇〇月〇〇日留置場新規入場時身体検査表No. 〇〇-〇〇の開示を求める。
  - イ 本件審査請求の理由  
自分の情報でこぼまれるいわれはない。又、自己が告訴した事件の証拠で使用するため。
- (2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

今、私が裁判にされている事件について、千葉県警捜査〇〇課班長〇〇班の者等に事件をでっちあげられ調書において当班〇〇が「手にカッターパンを張っていた」と嘘の調書を作成した。その嘘を明らかにし証明するために同情報の開示が必要であり、冤罪を証明するにはこの情報がなくてはならない。又、この事件の証拠のねつ造を教唆した〇〇地検〇〇を筆頭とした〇〇等を刑事告訴した。その証拠として〇〇地方検察庁特別刑事部にもこの情報を提出することが必要であり、私の有利になる証拠で正当性があるため、当処分は不当である。開示を求めている情報は他人がみても一向にかまわない。

#### 4 実施機関の弁明要旨

##### (1) 弁明の趣旨

審査請求人が提起した条例第21条第2項の規定による本件決定に対する審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

##### (2) 本件処分の内容等

ア 審査請求人は、令和2年2月25日付けで本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和2年3月9日付けで本件決定を行った。

ウ 本件決定の理由は、本件は、刑の執行に係る個人情報の請求であり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による廃止前のもの。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定を適用しないとされている情報に該当し、条例第52条第2項第2号の規定により開示請求手続きの適用を除外されているためである。

##### (3) 弁明の内容

ア 通常作成される文書

警察署留置施設へ新規入場する際、入場者の身体検査記録として通常作成される文書は、以下のとおりである。

(ア) 身体検査立会いチェック表

(イ) 左上部に「(身体検査等)」と記載され、身体特徴等が記載された文書

(ウ) 人体図を用いて、身体特徴を記載したものの前後部の図

(エ) 人体図を用いて、身体特徴を記載するための左右側面の図

イ 適用除外について

行政機関個人情報保護法第45条第1項に「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更

生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。」と規定されており、また、条例第52条は、個人情報の開示等における規定の適用除外について定めており、同条第2項第2号は、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」と規定しており、これらの個人情報は個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでいると解されている。

#### ウ 決定の妥当性

審査請求人の開示を求める文書は、同人の留置に係る内容であり、個人の逮捕歴等を示す情報となるのであるから、同文書は、まさに刑の執行等に係る個人情報に該当することは明らかである。

よって、実施機関が、同人の開示を求める文書について、条例第52条第2項第2号の規定に基づく開示請求手続の適用除外に該当するとして行った本件処分に誤りは認められない。

#### (4) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

### 5 審議会の判断

#### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第52条第2項の規定により、本件開示請求に係る個人情報については、条例第2章第2節の規定を適用しないとされていることを理由に前記2(2)のとおり本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、留置場新規入場時身体検査表を開示するよう求めており、これは、本件決定を取り消し、本件開示請求に対して実施機関が保有する個人情報を開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

#### (2) 条例第52条第2項の規定について

ア 条例第52条第2項は、「この章第2節及び前節の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。」と規定した上で第2号に「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」を掲げている。

千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成5年9月28日制定）によると、同項において、刑の執行等に係る個人情報を適用除外とした理由は、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、例えば、雇用主が採用予定者の前科等をチェックするため本人に開示請求させることにより、前科等が明らかになる危険性があるなど、本人の社会復帰や更生保護上問題となり、本人の不利益になるおそれがあるからとされている。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 審議会において、本件開示請求の対象となる個人情報を見分したところ、当該個人情報は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第181条第1項の規定により、審査請求人に対する留置施設への留置の開始に際し、その者の識別のため行われた身体検査及び同法第212条第1項に規定により、留置施設の規律及び秩序を維持するために行われた身体検査に係る個人情報であると認められる。

当該身体検査は、逮捕及び留置の処分に引き続き行われたものであることから、刑事事件に係る司法警察職員が行う処分に係る個人情報に当たり、当該個人情報は、条例第52条第2項第2号に該当し、同項の規定により、条例第2章第2節の規定は適用されず、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ なお、本件開示請求の対象となる個人情報が、刑事施設等に収容されている者の健康を保持するため、社会一般の保健衛生上及び医療上の措置を講ずるもの（刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律第56条参照）であれば、被収容者が収容中に受ける診療等の性質は、社会一般において提供される診療と異なるものではなく、条例第52条第2項第2号に規定する個人情報に該当しないと解する余地もありうる。

しかしながら、本件開示請求の対象となる個人情報は、逮捕後の留置施設への収容にあたり、収容のための手続の一環として取得されるものであり、本件身体検査は、被留置者の識別並びに留置施設の規律及び秩序を維持するために実施されるものであって、被収容者の保健衛生上の措置又は医療上の措置と同一に解することはできない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 5月 29日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 4年 3月 24日	審議（令和3年度第9回第1部会）
令和 4年 6月 2日	審議（令和4年度第2回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者